

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。
〔総務課、企画調整課、住民防災課、ほけん課、福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、教育委員会、防災関係機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第3章第1節」を参照するものとする。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、町全体が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講じるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

〔税務課、住民防災課、ほけん課、福祉課、産業振興課、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部、国見郵便局、商工会〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第3章第2節」を参照するものとする。